

役員等実費弁償支給規程

平成 4年 6月 1日	制定
平成 7年10月 1日	改正
平成11年 4月 1日	改正
平成12年10月 1日	改正
平成19年 4月 1日	改正
平成26年 4月 1日	改正
平成28年12月 1日	改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海長正会の業務に伴う理事及び監事等（以下「役員等」という）に対する実費弁償(出張旅費等)について定める。

(実費弁償(出張) 命令等)

第2条 役員等が業務のために出張等する場合は、理事長の出張命令によらなければならない。

(実費弁償)

第3条 実費弁償として、当法人職員の「旅費規程」第4条から(第10条を除く)第11条の(種類)・(計算)・(請求・精算)・(鉄道賃)・(車及び船賃)・(航空賃)及び(宿泊料)を準用し旅費等を支給する。

2 旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。

(日 当)

第4条 日当は、出張中の日数に応じ定額により、下記の通り支給する。

道 内	道 外
2, 6 0 0 円	5, 0 0 0 円

(旅費の調整)

第5条 東京都及び政令都市内（札幌市を除く）に限り、1日3,000円の交通費を支給する。

2 出張命令権者は出張役員等に対し、交通事情により積算が難しい場合は車賃実費相当額として1日につき、定額1,000円の交通費を加算し、支給することができる。

3 出張命令権者は出張役員等が、この規程の旅費により出張することが、特別の事情により又は当該出張の性質上不適当である場合には、その都度

出張命令権者の定める旅費を支給することができる。

付 則

この規程は、平成28年 12月 1日から施行する。